

男鹿市告示第90号

男鹿市高齢者用肺炎球菌予防接種費用差額償還払い要綱を次のように定める。

令和8年7月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市高齢者用肺炎球菌予防接種費用差額償還払い要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者用肺炎球菌予防接種（以下「予防接種」という。）の助成額の改定に伴い、令和8年4月1日以降において、当市で実施する予防接種を受け、所定の自己負担額を支払った者に対し、その差額を償還することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(償還対象者)

第2条 償還金の対象者は、市が保有する予防接種記録により、令和8年4月1日以降に、当市で実施する予防接種を受けた者のうち、改定前の助成額であったことが確認できる者とする。

(償還金の額)

第3条 償還金の額は、改定前後の助成額の差額である1,000円とする。

(償還の申請)

第4条 市長は、償還対象者に対し、償還払いの対象である旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、原則として令和8年8月31日までに、男鹿市高齢者用肺炎球菌予防接種費用差額償還金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、償還払いの実施及び審査のため必要があると認めたときは、申請書の記載事項について、

申請者及び実施機関に対して聴取できるものとする。

（償還の決定）

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、償還することを決定したときは、男鹿市高齢者用肺炎球菌予防接種費用差額償還金交付決定通知書（様式第2号）により、償還しないことを決定したときは、理由を付して男鹿市高齢者用肺炎球菌予防接種費用差額償還金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（償還金の交付方法）

第6条 償還金は、原則として口座振込による交付とする。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年9月30日限りその効力を失う。